

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する
条例の一部を改正することについて

上記の案件を別紙の通り、地方自治法第 112 条の規定により提出します。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日提出

提出者 広陵町議会議員 八尾 春雄
賛成者 同 山田 美津代

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する
条例の一部を改正する条例

広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 4 年 12 月広陵町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表中	45 円	を	22 円	に改める。
	30 円		15 円	
	20 円		10 円	
	10 円		5 円	

附則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。